

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第8号

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 大和市営大和スポーツセンター、プールの項を削る。

別表第3、1 専用利用料金の上限額の表大和市営大和スポーツセンター、プールの項を削り、同表2 個人利用料金の上限額の表大和市営大和スポーツセンター、プールの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。